

学校法人上野教育学園上野法律ビジネス専門学校 卒業認定に関する方針

〔卒業の認定方針〕

教育理念である全人格教育の趣旨に則り、法律、経済、経営又は日本語に関する正しい知識と的確な技能を学び職業や实际生活に必要な能力と教養を身につけ、卒業の認定要件を満たした者に卒業を認定する。

〔卒業の認定要件〕

卒業は、各学科を修業年限以上在学し、教育課程の定めるところにより、所定の単位数を修得した者について認定を行う。

〔実施に係る取組〕

単位の授与は、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行うものとする。また、本校学則および履修規定に基づき卒業判定会議において、卒業予定者が卒業要件を満たしているかを審査・判定をする。